

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號五第 卷十第

行發日一月五年九正大

論說

財産税と租税給付能力……………法學博士 神戸 正雄

Jan de Witt に就て(一)……………法學博士 財部 靜治

鎌倉時代の家族制度(四)……………文學博士 三浦 周行

時事問題

米國の日本移民問題……………法學博士 戸田 海市

加州土地問題に就て……………法學博士 神戸 正雄

雜錄

船舶能力の發達……………法學士 小島昌太郎

株式の分布と課税……………法學士 汐見 三郎

手形交換所制度論(三、完)……………法學士 大森 研造

好景氣の反動と物價……………法學博士 神戸 正雄

Jan de Witt に就きて (一)

財 部 静 治

敬慕せる師友故内田文學博士により、大正六年の秋史林第二卷第四號抜刷、「サー・キルリヤム・テムブル」を送られたる當時、就中「一六六七年にテムブルはアムステルダム及デン・ハーハに赴き ジョン・エ・ヴァイント John de Witt と會商する所あり、次で一六六八年の一月を以て、神速に所謂 Triple Alliance の締結するを得たり、是れ誠實を以て、外交上の成功を博したる、顯著なる一例なり」と説かれし一節を讀み、此會商の相手たりし人は、取りも直さず、生命保險制年金制の發達上、注目すべきもの、一人として、普通に紹介せらるゝその人と、同名なるを想ひ爾來少しくその人と成りを、尋釋せんと欲して果さゞりき、然るに近日倫敦一書店より、送り來りし古本中 The True Interest and Political Maxims of the Republick of Holland and West-Friesland, written by John de Witt, and other Great Men in Holland, 1702 あり、之を一讀せるを機會とし、本編を草することとせり、骨董に近き一編により、素より多きを求めずと雖も、偶々右の著書か經濟學史上、輕侮すへからざるの一著作物たるを明かにし、又その著者としての署名

者の事蹟により、現代日本を誠しむるの事例をも、汲むべきものなしとせざるを、暗示し得たりとせは紹介の望は足れり。

二

昔時の帝國にありては、政治上軍事上の力により、國內の秩序如何に安固に、保たれたるものありても、輓近「國民的産業」の先驅は、その何れにも之を發見せしめさりき、之を發見し得へきは、寧ろ古代及特に中世の、大産業都市にあり、蓋し是等の都市にありては、話されたる言語を以てせる直接交渉は、殆んどあらゆる目的上、輓近印刷物、郵便及電信の代りを、なすに足りしを以てなり、従ひてその武力に於けると同様、その事業上一の愛國的誇負を、興起せしめたり而してリストが言へる如く、今日經濟的國風の精神と呼はるゝものは、事實上ブルージュ、アンウェルプ、ウエニス、フローレンス、又はミランの精神か、全國に普及されたるものなり、而してその精神は先づ水路の行亘れる綱目により、親密に結合されたる諸都市の國としての、和蘭に弘まれり、素よりその諸都市間には、猜忌ありしと雖も、商業の共同目的のためには、大體に協同一致の行動をとり、かくて時未だ國民的大産業を、容るゝ迄熟せざるに先たち、和蘭の國民的商業は、是等條件の下に建てられたり、されど又同國をして、その商業上の敵手に對し、結局勝を制するに至らしめし主要の一長所は、その船舶その他の諸容器に、標準化されたる形を、採用

せることに存したり、而して諸都市は何れも、交易され得べき諸部分中、特殊の組を供給することに當れり、此方法たる實に最近の世界戦争中、數國により軍需品の生産上、應用されし所なるか(特に獨逸が潛航艇の製作に、應用せるは著名) 同し方法は技師か輓近の半自動的機械により、仕逐けらるる仕事の精微精確を、思案し出せる以前、夙に和蘭の豫想せる所なり、英人は和蘭と熱心に争へるも由來之に勝つこと渺かりしか、後輩として和蘭に負へる所は莫大なりき。

而して英蘭及和蘭の初期經濟史に於ける、相違の一基調につきましては、W. Petty が「各國はその國産物の製造に當りて、繁榮すへし」との大法則を説き、その例證を擧ぐるに當り、偶然之に觸れたり、即ち氏は引續き曰く、「詳言すれば羊毛工業につきての英蘭、製紙につきての佛蘭西、鐵製品につきての Lucicand (Liege) 菓子につきての葡萄牙、絹につきての伊太利は然り、和蘭及 Zealand に於て海運業最も昌へ、かくて全商業界の運般者たらざるを得ざるも、同し原理に依れり」也。

右は英國産業隆興の先驅者たりし、和蘭に付 A. Marshall, Industry and Trade, 1919, p. 33 中記述せる所にして、同書附録中(六八九―六九六頁)には別に尙、輓近商工業か和蘭に負ふ所あるを略説せり、吾人は更に尙 de Witt が現はれし當時、和蘭か世界經濟上如何なる地位を占め、特に英蘭との間如何なる關係にありしかを、瞥見するため主として Blanguin, History of Political Economy,

pp. 314-316 の所説を借ることせんか。

歐洲に於て重商主義と、自由貿易主義との衝突を、有力なる二國民、即ち英蘭及和蘭の國旗間に、見たる一時代ありき、英蘭は和蘭を侮蔑せるに、後者は何等制限法の助けなく、その住民による富の自由發展により、富及國威上極めて高き程度に上れり、夫れ刻苦精勵なる民衆の天才か自由主義に立てられたる、諸商業的施設により助けらるゝ際、何事を成就し得べきかに關する、一著例を世界に授けたるは和蘭なり、その領土には殆んど何等の穀物を産せず、而も尙飢饉はその民衆間に殆んど感知されず、従ひてその國に窮迫を告げ、かくて歐洲かその民衆に、意を注ぐか如きことなかりき、Richesse de la Hollande (一八二八年の Me Culloch 監修「富國論」第四卷三八三頁に、引けるものと同書なるへし)の著者は言へり、「國外何れの地方にか、飢饉起らは起れ、我かアムステルダムには、その時にも小麦、ライ麥その他各種の穀物發見されん、五穀に事を缺くこと、決してなし」と、和蘭人はその組織により、必然商業に於ける、世界的媒介者となれり、一六九〇年 W. Petty は、和蘭人の船舶噸數を、九十萬噸以上に見積れるか、そは歐洲總噸數の、約半分を占めたり、而も尙同國人は、自國の輸出産物を有せざりき。然るにその國民の勤勉により、その國は歐洲に於けるあらゆる工産物の總貯藏所たり、「世界各部に亘り、その市場の欲求し、歡迎するものは、何物にても之を供給し、又その海員の力により、適切に呼はるゝ如く、世界の共同運搬者」たり

しは、Temple の説けるか如くなりき（前記内田博士の論文及一七三一年印行の全集第一卷六〇頁參考）分業は讀
嘆すへき賢明により營まれ、啻に商人間のみならず、各都市全體は、専ら商業の一分科にのみ、當
れるは前にも一言せるか如し、即ち假令は Middlebourg は葡萄酒貿易を營み、Fushing は西印度
との貿易に當り、Sardam は造船業者により生まれ、Stys は鯡の漁獵に當れり、その何れにても
劇しき競争あり、又その何れも模範とするの値ある、才能及經濟を以て營まれたり、而も亦一五
九七年和蘭諸洲の聯盟か、Drecht に於て結はれたる後數十年にして、總督 the Stadholder はそ
の市民により、彼に進言され得へき、諸有用策を知るの目的上、一種の調査を遂げしに當り、經
験ある實業家として、その相談に預れる者は、従前に於ける和蘭繁榮の諸原因中、自由寛恕の格
言、詳言すれば聯盟かその法律となせる、政治上商業上自由の格言を、第一位に數へたり、而し
て後日に至り、その國かその自由政策のために、高められたる優位より、引下けられたりとする
も吾人は之を諸獨占、特に著しきか如く、諸印度會社の獨占を認め、之を以て最も耻つへき弊害
の根源、否殆んど言ひ得へきか如く、犯罪の養成所となせることのみ、之を歸するの要ありと
せり。

國內經濟上右の如く、頽勢を萌せるものありしのみならず、恰もその當時に當り、英蘭は有名
なる一六五一年の航海條例により、和蘭人の繁榮に對する、一大反抗を企つるに至れり、即ちそ

の條例は外國人の航海に對し、時には絶對禁止により、時には重き罰金により、英國船舶のために獨占を確保せしめたり、船の持主、船長并に乘組員の四分の三か、英國臣民たらざる一切の船舶には、大不列顛の殖民地に於ける貿易を禁し、又英蘭近海の沿岸貿易に従事することを禁し、之を處罰するに、船舶及積荷の沒收を以てせり、その他の諸制限策も、此排外策を完成するために行はれ、かくて史上に顯はれたる海商戰中、最も劇烈なりしものは起れり、佛蘭西はその間に處し、一六六四年の關稅定率宣言により、和蘭人に反對したり、爾後當時最も開化せる歐洲諸國民は、與に共に忠實を土臺として貿易する代りに、他を害せんとするの努力上、絶えず鬭争したり是等の交互妨害策は、相互の間に於ける、規則止しき大規模貿易の全部を、殆んど全滅せしめ、佛國に於ける英國商品、及英蘭への佛國商品輸入の要部を、密貿易者の手に歸せしむるに至れり、夫れ我國に島原の亂あり、外國船の來航を禁せしは、右航海條例の發布に先つこと、十有餘前のことなりき、而して航海條例は、海商上に於ける和蘭の勢力打破を、その主たる目的とせるものたり、同條例の制限により、英國貿易の發達を阻碍せることを、認めたる A. Smith も尙、之る稱揚するに左の名言を以てせり、(前掲版富國論第二卷第二九三頁尙第四卷三八一頁參照)

As defence, however, is of much more importance than opulence, the act of navigation is, perhaps, the wisest of all the commercial regulations of England.

と、然り國の安危は、金以上に重要な事なり、況んや一政黨の私益のために、國を賣ることを許さんや、當時の和蘭は極東に於て、我國と制限的貿易に従事するの特權を得たるも、世界全般に於ける海商の勢力は、英國のために替かされんとして、國難は迫れり、かゝる時機に際會して、國政に預れる者は則ち Jan de Witt なり、國政を料理して、果して如何なる事蹟をか垂れたる、而も亦氏特に氏の署名ある前記の著書に付、判斷を下して正鵠を誤らざらんとするの、用意よりせば、尙少しく和蘭の内政上に於ける、變遷と彼の地位とを、一瞥するの要あり、請ふ項を改めて少しく論せん。

三

和蘭政治史上に於ける de Witt の事蹟を釋するは、本編の主眼に非ず、されどその一斑を窺ふは、經濟學上氏の著書を吟味する場合に、影響する所尠からざるを以て、此目的上主として Ellis Barker, *The Rise and Decline of the Netherlands*. 1906 中の所説を借ることとせん、謂ふ迄もなく Barker は夙に英帝國の前途を憂ひ、その本國政治に關する好著あると共に、獨逸に關する一書を著し、同國の將來恐るべきを説いて時人を警告し、その述作はその當時本邦にも喧傳されたる所なるか、同様に和蘭の興亡史を説いて、英國事情と比較し、之が覆轍の弊なからんことを、誠しめたるものは則ち右の一書なり、de Witt に對する評論、稍酷に失するものなきや、和蘭

史を以て、「晩近に於ける一民主制アモクラーシーの興亡に關する、唯一の現存事例を授く」とし、從ひて英人のために極めて興味ありとせるかために、デモクラシーの弊を指彈するに、過敏なるものなきやを虞ると雖も、大體にその論旨を借る。

政黨の利害と國民の利害、黨への忠義と愛國心とは、互に相容れず、政黨政治行はるゝ諸國にありては、幾多の黨派存し得へしとするも、實際の目的よりせば、二黨派に過ぎず、即ち政權を握れる黨派と、之に離れたる黨派とは之なり、而して後の黨派は、自ら代りて統治せんかために、種々の手段を環らして、現在政權を握れる黨派を、逐斥せんと努む、自己存續は自然の第一法則にして、又第一本能なり、從ひて又政權を握れる政治家は、常に自己及徒黨の地位を、擁護し伸張し、その反對黨を攻撃し薄弱ならしむるに熱心なるは、國家を擁護し強大ならしむることに就きてよりも甚し、故に國民を代表せずして、一政黨を代表せる一政府により、治めらるゝ一國にありては、黨の利害は國民の利害に先ちて問はれ、國民の幸福は黨略的權謀により、犠牲に供せらるゝは避くべきに非ず。

和蘭人が Cromwell を戦争せるや(一六五二—五四年)是より和蘭國內に國民的なる統一及聯合を缺き、一の國民的政府並に國民的行政組織を缺きたること、無責任なる政黨政治家及政治的好事家によれる統治とは、國民の防備を忽かせにせしめ、その國相應なる軍事的抵抗を、不可能な

らしめしより、右の一戦争にもろくも大敗したり、即ち民主的なる和蘭の政治組織か、失敗たることは此戦争により立證されたり、内部の鬭争により分裂され、互に争へる演説家により、支配されたる不統一の一國民は、統一せられ中央に集權せられ、専門家により治められし一國家のために、容易に敗られたり、かくて此戦争の恐るべき教訓は、和蘭人の迷夢を醒まさしめ、その大敗のために和蘭要路の政治家を動かし、即時に國家の組織を改めて、國民を統一し、國民的防備力を振興せしむるに、至りしならんと豫想せらるゝも、事實に於ては、政黨政治により治めらるる一國に於て、國民的利益は普通に政黨の利害により、犠牲に供せらるゝか如く、總督制 *Stadthouderate* 廢止の後（總督 *William II.* は成年の相續人なくして、一六五〇年に死せり）二年にして、和蘭か經驗せるか如き災難を、再びせさらしめんかため、何等の施設も行はれざりき、寧ろ要路の政治家は、無情にも國民の不幸を利用して、自黨の利益及盛大を、謀るの具たらしむるに努めたり。

和蘭人かその大敗後採りし政策を、略説するに先たち、*Dordrecht* の市尹たり、次いで又和蘭州議會議長 *Raadpensionaris* となり、その當時以來和蘭の首領政治家たりし *Jan de Witt*（一六二五—一七〇二）に一瞥を加ふるの要あり。

de Witt は前記の如く、一六二五年に生れたり、従ひて五三年に和蘭の政治上最も須要なる右の地位に、推擧されたる當時、數へ歳讒かに二十九歳なりき、されどかく若年なりしに拘はらず、

勢力ありし政黨の眼よりせば、その高官に就き卓越せる資格を有したり、その父にして Dordrecht の寡頭政治家の一人たりし Jacob は、和蘭各州分權黨の一領袖たり、不運なりし William II. により、Louvestein の城砦に捕へられ、囚人とせられたり、J.E. はその父の政略を襲ひ、又國民統一策及總督たりし Orange 家に對する、その猜忌及嫌惡を受け繼きたり、國家の首領として、一の大政治家を索めずして、寧ろ地方的特權の斷乎たる擁護者、有能なる一政黨首領を求めたる、寡頭政治家の眼よりせば、右の事實丈けにても、有力なる一推舉理由たりき、Jan はその門地、性格、教育及承傳せる利害のために、蓋然的に地方的利益の忠實なる一擁護者たり、國民的統一、中央集權及 Orange 家に對する、執念深き一敵たるべきものありき。

Jan は一の精勁家たり、その舉動沈着にして慎み深く、話し上手にして、又優れたる吟誦家、音樂家、舞踏家なりき、又各種の競技に通し、一の良騎士たり、各種の遊戲に長したり、博覽にして哲學を研究し、又數學の天才たりき、Leiden 大學に於て法律を學ひ、四七年來法律家を以てその職業とし、才幹修養を積み、大望を抱き孤疑する所なかりき、かゝる人物は舌と陰謀との力により、治めらるゝ一國にありては、大にその力を施し得へゝ、又極めて危険なり、法廷に於ける同僚中、一部の者は de Witt に付「此若者は餘りに横柄なり、當り前の死に様をなさらん」と譏りたり、明敏なりし Colbert によるも、de Witt は「その國の政治に精通せる人なりき、唯

一面に幾多の良性質を有し、そは氏の政敵によりても稱讃されしに拘はらず、他の一面には自己の利益を、國家の利益以上におくの、缺點を有したり、こは實に和蘭の歴史上、最大の危機に際し、政權を占めし公民黨により、聯合諸州の運命を導いて、寡頭政治家の利益のために、振向けんことを要求されしその人たりき。

從來にありては總督あり、或程度迄は州聯合議會に於ける州和蘭（和蘭共和國は Gelderland, Holland, Zeeland, Utrecht, Friesland, Overijssel, Groningen 等の諸州聯盟なり）の大優勢を遮きりたり、従ひて他の諸州は一總督の任命を希望せるに反し、州和蘭の統治者は、感情的に總督制の繼續に反對し、之か廢止を望みしは、寧ろ自然の成行なり、その結果として英蘭との戦争終結に近づくや、和蘭州の寡頭政治家は、二様の政治的目的を懷きたり、第一に共和國に於ける彼等の政治的優越を、維持増進せしめんかために、一總督の任命を阻止せんとす、そは又その主とせる目的たり、第二に和蘭の商業が著しく困しめられ、又 Orange 家を擁護せる民衆の群は、御し難く又危険となれるより、講和せんと希望したり。

政黨政治は特に統一組織宜しきを得ざる諸國にありては、原則として公明正大なる手段行はれず、陰謀による政治を意味す、「最良の建議も最悪の建議も、反對派により認めらるべきを以て、一民主制にありては、最良策を唱ふる者も、最悪策を唱ふる者も、術策によりて民衆を欺瞞し、

その説を賞かしめんかために、眞理を粧ふこと必要なり、是等の手品により、公衆の注意を問題の争點以外に外れしめ、最も有能なる精通家の助言を、國家より奪はしむ、されどこは避くべきに非ず、公明正大なる方法不能なるを以て、先づ術策を環らし、實行に進むの途を廓清するの要あり」。

州和蘭は Utrecht 聯盟協約の決議を破りつゝ、他の諸州に秘して、英蘭との講和談判を開きたり、此途に出てしことは、戦争により惹起されし大窮迫よりせば、或は正當とすることを得ん、されど國民的聯盟の地位を弱むることにより、分權黨の地位を強むるに熱中するの餘り、非道なる陰謀により、Cromwell を促し、和蘭に於ける官職より、Orange 家を永遠に排斥することを、講和の一條件たらしめし、de Witt に就きては、之を正しとして辯護するを得ず、現に平和を結ひてより多年を経、英の Charles II. が佛國使節に宣言せる所によるに、Secretary Thurloe により發見され、現に彼の所藏せる手紙によれば、de Witt は Cromwell をこつ、Orange 家反對の主意にて憤激せしむるため、あらん限りの方策を盡せることを、立證し得へしとせり、Charles II. は de Witt 陰謀の目的物たりし、William II. of Orange の幼き皇子にとりては伯父たり、されど彼にして尊嚴の感念と、己か姉妹及その無力の幼兒に對する、憫愛の情とを有したりとするも、de Witt の行動巧妙なりしかために、英王の心中に、和蘭總督及その黨派に對する、輕侮及嫌惡從ひて又之に對する反對心を、充たさしめすんは非りき。

英蘭和蘭條約が、批准さるゝの要あるにり Orange 家に關する秘密約款として、de Witt が

その時迄嚴正の秘密に付したるもの、存することを知らしむるの必要を告げしより、氏は叛逆者流の遣り口により、之を諸州の代表者に知らしめたり、即ちその約款を和蘭諸州に通知するに先たち、一切の代表者に一の誓を立てしめ、かくて彼が引續き言ひ出さんとする言明を、口外せるのみならず、黙秘の誓強要されたるの事實をも、洩さんらんことを命したり、かくせる後以前て諸州に知らさず、倫敦に於ける和蘭の使節により、結はれたる別約款あることを、諸州に通知せり、この啓示は甚深なる感憤を惹起し、驚愕に打たれ、秘密約款は無効なるべきことを要求せし、Orange 家擁護者の斷乎たる反對論起りしも、その効果なかりき、即ち國民聯盟黨は de Witt の狡猾なる準備により破られ、多數決により次の案文を承認したり。

His Highness the Protector of England, having represented to the Ambassadors of the Republics in several conferences, that in order to render the peace sure and lasting between the two nations, it was necessary to ease him of the fear he was under that if the principal employments of the State were conferred on the Prince of Orange, the alliance of that prince with the family of the Stuarts would occasion misunderstandings and jealousies that might plunge the two nations into a fresh war; therefore, in order to secure the peace, and satisfy his Highness, the High and Mighty Lords, the States of Holland, promise never to choose the Prince of Holland, nor any of his descendants, for their governor or admiral; and that this province will never suffer any of her members to give their vote for making the Prince captain-general of the

Republic.

かくて勝利を占め、和蘭人を海上より掃ひ得たる Cromwell は、四歳の時以來抱きたる、「恐怖より免かれ」得たり。

その批准を倫敦に送るに當り、de Witt はその虚偽を貫くの極、和蘭の使節に懇請し、出来る丈け手段を凝らし、Cromwell を促して、Orange 家排斥の要求を撤回せしむるに勉むへしとせり、氏は、van Beverning 及 Nieupoort に書き送れり、「非常の困難と戦ひて得られ、一面又戦争の悲惨なる災禍を、避くるかためならさりせば、諸州の同意を求め得へくも非りし、排斥約款の交付を避くるの一便法を、見出すこと以上に、卿等は州のために大貢献をなすを得ざらん」と。

Cromwell により和蘭が打破されしは、分權黨の要路政治家には、一の思ひ設けぬ幸たりき、蓋し之かため Orange 家の勢力を破り、同黨政治家の優勢を、絶對的又永遠ならしめしを以てなり。

他の諸州及聯盟黨の、Orange 家排斥に對する反對抗辯は無効なりき、Utrecht の聯盟協約によれば、憲法上の變更には、諸州の一致同意を要すとせるも、諸小洲の抗議は州和蘭により顧みられざりき、寡頭政治家により特權を奪はれたる、和蘭民衆は常に Orange 家の忠實なる擁護者たり、今やその敬愛せる幼皇子を自當とせる、排斥條款に接して憤怒せるも、de Witt 及其の黨與の奸計に反抗するの力なく、右の結果として惹起されし諸一揆も、當路の政治家により撲滅されたり。(未完)